

令和6年（行ウ）第85号 地位確認等請求事件

原告 新田久美ほか9名

被告 国

証拠説明書（甲A）（6）
（甲A154号証～甲A159号証）

2024（令和6）年12月20日

東京地方裁判所民事第2部D係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺 原 真 希 子
 ほか

証拠番号	標 目 原本・写しの別	作 成 者 作 成 日	立 証 趣 旨 (備考)
甲A154	『立憲主義と日本 国憲法〔第6版〕』 (写し)	高橋和之 2024年8月 30日	個々人が置かれた具体的な状況を考 慮して、現実に関機を利用し得る実 質的な関機の平等が保障されて初め て、結果の不平等・不均衡が能力や協 議等の結果として正当化されうること等
甲A155	第九十回帝国議 会衆議院帝国憲 法改正案委員会 議事(速記)第十 四回(写し)	帝国議 会衆議 院 昭和21年7 月16日	第90回帝国議 会において、金 森徳次郎は、 憲法14条につ いて、「諸般の 差別が行はれ ます場合には、 國法は固より 眠つて居つて はいけないの でありまして 是等に對して 十分の措置を 講じて斯様な ことの起らな いやうにすべ き旨の原則が 第十三條に掲 げられて居る のであります 」と回答して いること等
甲A156	『注釈日本国憲 法(2)国民の権 利及び義務(1) §§10～24』 (写し)	川岸令 和 平成29年1 月30日	憲法14条1項 の「經濟的関 係」は、財産 關係や労働關 係など人の經 濟生活にかか わる事柄を、「 社会的關係」 は、政治生活 や經濟生活以 外の社会生活 に関する事柄 を意味すると 解されている こと。
甲A157	「男女共同参画 社会に関する世 論調査」の概要 (写し)	内閣府 令和5年3月	・男女共同参 画社会に関する 世論調査の結果。 ・社会通念等 や社会全体に おいて男性の 方が優遇され ているという ことは大部分 の人が意識と して感じてお り、家庭内の 夫婦の關係を みても、「妻は 家庭を守るべ き」という性 別役割分担意 識が根強く残 っていること 等

甲A158	男女雇用機会均等 対策基本方針（厚 生労働省告示第二 百十八号） （写し）	厚生労働省 令和5年6月2 8日	・男女雇用機会均等法施行後35年 余りを経てもなお、賃金等の実態 において男女の格差が歴然と存在 していること。 ・そのような男女格差が解消されな い背景として「固定的な性別役割 分担意識が存在していること」な どが挙げられていること等
甲A159	夫婦氏選択の際の 話し合いに関する 調査報告 （写し）	三浦麻子 令和6年12月 12日	・結婚に際する氏の変更とその話し 合いの有無について、男性で氏変更 をしたごく少数のケースを例外と して、概ね、性別や氏変更の有無に 関係なく「話し合わなかった」との 回答が多かったこと等。

以上